

静岡文化芸術大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第18条の2第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、大学院に入学を許可され、次のいずれかに該当することにより大学院学則第10条に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有していること
- (2) その他長期履修が必要となる相当の理由があること

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年とする。

2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第5条 前条の申請に対しては、申請者の所属する研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修の期間は、これを変更することはできない。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が大学院学則に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年12月12日から施行し、平成25年度入学者から適用する。